

保険約款における詐欺無効条項の必要性に 関する再検討

深澤 泰弘

(岩手大学人文社会科学部准教授)

- 1 はじめに
- 2 詐欺無効条項の特徴
- 3 詐欺無効条項と消費者契約法10条
- 4 おわりに

1 はじめに

保険法の制定により、保険契約において消費者が被るトラブルの中で最も多いとされている告知義務に関しては、保険媒介者の告知妨害や不告知教唆による告知義務違反の場合における保険者の解除権の制限規定(保険法28条、55条および84条の各第2項2号・3号)や、片面的強行規定(告知義務に関しては、保険法7条、41条および70条など)などが定められた¹⁾。これにより以前に比べて保険契約者側の保護がよりいっそう強化されるものと思われる。特に片面的強行規定により、保険者は保険法で定められている規定を自らに有利に変更することが

できなくなるので、保険法にわざわざ保険契約者側の保護を厚くした規定を定めたにもかかわらず、保険約款等で知らぬ間に保険者に有利に修正されてしまうという心配はなくなった。しかし、片面的強行規定はあくまでも保険法に定められた一定の規定に関してのみ適用されるにすぎず、それ以外の規定(保険法以外の法も含めて)は、依然として強行規定なのか任意規定なのかは解釈にゆだねられ、任意規定であれば保険者が約款により有利に変更をすることも不可能ではない。

生命保険ではこれまで危険選択(またはモラル・リスクの排除)のために告知義務の規定とは別に、通常約款において、保険契約の締結が保険契約者側の詐欺による場合に、当該契約を無効にする旨の条項(いわゆる「詐欺無効条項」)が含まれていた。この詐欺無効条項に関しては、今回の保険法の制定により特に何らかの措置がなされたわけではないので、保険法が施行されてからも、引き続き保険約款において従来と変わらずに用いることができそうである。このような詐欺無効条項の歴史は古く²⁾、近年は裁判所においてもその適用がより広く認められている³⁾。しかし、保険者による詐欺無効条項の誤った使い方が先の保険金の不払い問題における原因の一つであったことも確かであり⁴⁾、近年この条項に関連した議論が盛んになされている⁵⁾。そこで、本稿ではこの詐欺無効条項について、これまでの議論を整理しその特徴を確認し、その必要性について検討を行う。

また、本稿では、詐欺無効条項が消費者契約法10条の不当条項に該当する可能性がないかについても検討を試みる。平成21年9月30日に東京高等裁判所⁶⁾において、詐欺無効条項についてはないが、無催告失効条項⁷⁾が消費者契約法10条に照らして無効であるとの判決が下された。高裁レベルにおけるこのような判決は、業界に大きな衝撃を与えた。このように保険約款における一般的な条項であって、従来か

ら何の疑問もなく約款に規定されている条項であるからといって、今後も変わらず約款に規定しておいていいというものではない。詐欺無効条項に関しても、このような観点から検討してみる必要があるものと思われる。

そこで、東京高裁平成21年9月30日判決について概説および若干の検討をし、その判旨も参考にしながら、消費者契約法10条の趣旨や要件を確認し、詐欺無効条項が不当条項に該当するかどうかについての検討も行う。

注1) 保険法における告知義務の解説および論点に関しては、岡田豊基「告知義務」落合誠一＝山下典孝編『新しい保険法の理論と実務(別冊金融・商事判例)』76頁(経済法令研究会、2008年)、木下孝治「告知義務」竹濱修＝木下孝治＝新井修司編『保険改正の論点・中西正明先生喜寿記念論文集』40頁(法律文化社、2009年)、松澤登「告知義務違反による解除」甘利公人＝山本哲生編『保険法の論点と展望』32頁(商事法務、2010年)、拙稿「新保険法の告知義務に関する規定の概説・検討」佐藤祐介＝松岡勝実編『消費者市民社会の制度論』185頁(成文堂、2010年)など参照。

2) 明治44年の模範普通保険約款には存在していたと言われる。中西正明「告知義務違反と錯誤及び詐欺」同『保険契約の告知義務』165頁(有斐閣、2003年)参照。

3) かつて裁判所は替え玉詐欺事例や短期集中加入事例においては詐欺無効条項の適用を比較的認めていたが、それ以外の事例に関しては消極的であった。近年は既往症・現症の不実告知・不告知に関しても詐欺無効条項の適用を認めている。詐欺無効条項における裁判例の詳細な検討については、潘阿憲「生命保険契約におけるモラル・リスクと「詐欺無効」の理論」生命保険論集145号55頁(2003年)、長谷川宅司「詐欺無効と告知義務違反解除」保険事例研究会レポート201号1頁(2005年)、千々松愛子「告知義務違反と詐欺無効の関連について - 告知義務規定の変遷と判例の問題 - 」一橋法学6巻1号529頁(2007年)等参照。

4) 花岡博「モラルリスクと保険金不払い問題」金融財政事情2005年10月号8頁参照。

5) 大塚英明「モラルリスクと保険金不払い問題」金融財政事情2005年11月号28頁(以下、「大塚①論文」という)。詐欺無効条項の必要性に疑問を持つものとして、鈴木辰紀「不可争条項と詐欺無効」保険学雑誌590号53頁(2005年)。

不可争条項との関係で、アメリカ法を参考にした研究として、大塚英明「不可争条項の解釈と限界 - 不可争条項の研究・プロローグ」生命保険論集158号97頁(2007年)(以下、「大塚②論文」という)、同「不可争条項と詐欺抗弁 - 「替え玉抗弁」の意味するもの - 」生命保険論集163号71頁(2008年)(以下、「大塚③論文」という)、拙稿「我が国の不可争条項の特徴に関する一考察 - 米国の「替え玉詐欺」事例を参考に - 」生命保険論集164号179頁(2008年)等。

6) 金融・商事判例1327号10頁。

7) 当該事件の約款における以下の規定を指す。ア 第2回以後の保険料の払込期限は、月払契約の場合、月単位の契約応答日の属する月の初日から末日までの間とする。イ 第2回以後の保険料の払込みについては、月払契約の場合、払込期日の翌月初日からその末日までを猶予期間とする。ウ 前期イの猶予期間内に保険料の払込みがない場合には、保険契約は、同猶予期間満了の翌日から効力を失う。

2 詐欺無効条項の特徴

2. 1 民法96条1項との比較

詐欺無効条項における「詐欺」の要件は、民法96条1項の詐欺と同じ要件であると一般的に解されている⁸⁾。そこで、まずは民法96条1項における詐欺の要件について確認する。民法上の詐欺が成立するには、①詐欺者の故意、②欺罔行為、③錯誤があること、④錯誤によって意思表示をしたこと、⑤欺罔行為が違法であることの5つを要件とする⁹⁾。さらに、①の故意には、(i)他人を欺罔して錯誤に陥れようとする故意と、(ii)その錯誤に基づいて他人に一定の意思表示をさせようとする故意の「二段の故意」が必要であるとされている¹⁰⁾。これを保険契約の場合に当てはめると、①保険契約者側が(i)保険者を欺罔して(保険者に対して既往症や現症について不実告知をしたり不告知であったりして)、錯誤に陥れ(被保険者がリスクとして引受け可能であると保険者が勘違いする)、(ii)この錯誤によって保険契約締結の

意思表示をさせようとする二段の故意が存在し、②実際に保険契約者側が告知事項について不実告知や不告知をすることで、③保険者が錯誤に陥り、④その結果として契約の承諾の意思表示をする。そして、⑤このような不実告知や不告知(欺罔行為)が違法であることが要件となる¹¹⁾。

これに対して、詐欺と認められた場合の効果については、民法上の詐欺の規定と詐欺無効条項では大きく異なる。まず、民法上の詐欺に関しては、詐欺の相手方は詐欺による意思表示を取り消すことができ(民法96条1項)、取り消されることで遡及的に無効になる(民法121条)。詐欺の場合は、錯誤などと違って、内心的効果意思に不当な影響が働いたとはいえ、表示と内心的効果意思の合致は見られるので、取消しがなされるまで不動的ながらも有効であることになる¹²⁾。また取消しは契約当事者間でのみ効力を生ずるので、善意の第三者に対しては主張できない(民法96条3項)。これに対して、詐欺無効条項では詐欺により保険契約は無効となることを定めている。したがって、法律行為の効力ははじめから発生しておらず、無効は誰からでも、誰に対しても主張できる¹³⁾。

また、取消しに関しては、表意者の行為により不動的な状態から確定的に有効な意思表示とする追認の制度があり(民法122条)、追認をなすことができるようになった時以後に、社会通念上「追認あり」と認められる一定の事実があった場合には、法律上当然に追認があったものとみなす法定追認の制度もある(民法125条)。さらに、取り消すことができる法律行為をいつまでも放置しておくことが法的安定性を害することから、民法では取消権の行使期間に一定の制限が加えられている。すなわち、取消権は追認することができる時から5年間行使しないとき、または行為の時から20年間経過したときは、時効によって消

滅する(民法126条)¹⁴⁾。これに対して、詐欺無効条項では効果が「無効」であるということもあって、上記の民法が定める追認・法定追認・消滅時効の規定は適用されないものと解されている。

2. 2 詐欺無効条項の有効性

次に詐欺無効条項の有効性に関する議論について確認する。この条項の有効性については多くの裁判所¹⁵⁾が認めており、学説においても一般的にこの条項の有効性については問題ないとするのが通説的考えである¹⁶⁾。その理由としては、民法96条は詐欺を行った者を保護するために取消しの意思表示を要求しているのではないので、約款の規定は民法96条の根本目的に反しないとする見解¹⁷⁾や、民法96条は任意規定であるので当事者間の意思によってこれを変更することは問題がないとする見解¹⁸⁾があげられる。これに対して、詐欺無効条項は民法126条の取消権の時効期間を無期限に変更したものと解されるどころ、時効の完成を困難にする特約を無効と解する通説の立場から、この部分が無効ではないかという見解がある¹⁹⁾。この見解に立つと、詐欺無効条項において「無効」としていても、民法126条の適用は避けられない²⁰⁾が、それ以外は有効である(追認や法定追認の規定は適用されない)ということになる²¹⁾。

2. 3 詐欺無効条項の趣旨

詐欺無効条項を民法の規定とは別に定める理由(条項の趣旨)としては、主に以下の2つの点があげられている。すなわち、①保険者の大量事務処理における、モラル・リスク排除のためのチェック事務の事務処理負担の軽減の便宜を重視し、除斥期間の経過により告知義務違反が問えない場合でも、行為の悪質性から保険契約の無効を主張でき

るようにするためにあるとする見解²²⁾と、②その主たる目的は不法な利得目的を有する不純分子の排除にあるが、この目的を達成するためには、民法の詐欺取消の構成では、法定追認といった規定が障害となるので、これを排除して詐欺無効という法律構成をとったためであるとする見解²³⁾である。両説は、詐欺無効条項にモラル・リスクの排除の役割を課している点では共通するといえるが、①説では後述するような告知義務違反と民法上の詐欺・錯誤の規定が重疊的に適用できないと解する場合には、告知義務だけでモラル・リスクを排除しなければならないため、保険者の事務処理負担が増加してしまうので詐欺無効条項が必要であるという趣旨であると思われる。これに対して、②説では民法上の詐欺の規定が重疊的に適用できる場合であっても、民法上の詐欺の規定(取消しの規定)では、不純分子の根本的な排除という目的を十分に達成できないため(法定追認があるため)、詐欺無効条項を別に定める必要性があるとしている点で異なっていると思われる。両説における詐欺無効条項の趣旨の捉え方が妥当であるかどうかは、告知義務と民法上の規定との適用関係をみる必要があり、さらに②説がどのような法定追認が障害になるのかについて検討しなければならない。そこで、まずは適用関係について確認し、両説について検討を試みる。

2. 4 告知義務と民法上の錯誤・詐欺の適用関係

そもそも上記の民法上の詐欺の要件を満たすような保険契約者側の不実告知や不告知があったとしても、告知義務違反以外に民法上の詐欺を保険契約者側に問いうるかという点に関しては、かつて告知義務違反以外に詐欺または錯誤の適用も可能かという形で盛んに議論されていた。これに関する議論は大別、以下の3つの説に集約される²⁴⁾。

①商法単独適用説

これは、商法の告知義務違反に関する規定は民法の規定に対する特則であるから、詐欺・錯誤に基づく法律行為の取消し・無効に関する民法の規定は排除されるとする説である²⁵⁾。この説は、民法の規定の適用を認めてしまうと、告知義務に関する法則のうち加入者の保護を目的とするもの(告知義務の除斥期間など)が、その趣旨を没却されるとして適用を排除する²⁶⁾。

②民商法重畳適用説

これは、錯誤・詐欺に関する民法の規定は、告知義務に関する商法の規定とその立法上の根拠および適用の要件、効果を異にする別個独立のものであるから、その適用を排除されるものではないとする説である²⁷⁾。従来、判例はこの立場であると言われる²⁸⁾。

③錯誤不適用・詐欺適用説

これは、錯誤と詐欺で区別し、錯誤の場合には保険契約者側に害意がないのに、告知義務に関する法則のうち加入者保護を目的とする解除権の除斥期間のような規定の適用を排除することになり、告知義務を設けた趣旨を没却することになるので適用を排除し、これに対し詐欺の場合には、保険契約者側を保護する必要はないので、重畳的に適用されるものとする説である²⁹⁾。学説では、現在③説が有力であり、近年は判例も②説から③説へと移行しているとの指摘もある³⁰⁾。

このように告知義務と民法上の錯誤または詐欺の規定との適用関係を見てみると、今日において①説はもはや支持されないのではないかとと思われる。学説においては、③説を支持する者が多く、上記の指摘

の通り判例も②説よりは③説の立場に傾いていることを考えると、錯誤の規定は重疊的に適用されず、詐欺の規定のみが告知義務の規定とともに適用されるものと解することが妥当である。いずれにしても、詐欺の規定は、②説であれ③説であれ、適用されるのであり、これは特に約款上に詐欺無効条項があるかどうかを問わないものと思われる。

2. 5 詐欺無効条項の必要性についての検討

詐欺無効条項は、告知義務の規定だけでは排除できなかったモラル・リスクの中でも、特に悪性の高い詐欺を排除するところにその制度趣旨がある。したがって、単なる告知義務違反よりも悪性の高い詐欺による申込をした保険契約者側に対して、除斥期間の経過により、告知義務違反による契約の解除ができない場合であっても、保険金の支払拒絶を可能にする方法が必要であって、その役割を詐欺無効条項が果たしてきたと言える。しかし、そのようなモラル・リスクの排除に、契約を無効にする詐欺無効条項を用いる必要性はあるのだろうか。民法上の詐欺の規定の適用があれば十分ではないかと思われる。以下ではその理由を述べる。

2. 1で確認したように、詐欺無効条項の「詐欺」の要件は、民法上の詐欺の要件と変わらないと通説的には考えられている。そうであるならば、保険者が詐欺無効条項を用いたとしても、民法上の詐欺の場合よりも、保険契約者側の詐欺が認められやすくなるわけではない。そもそも民法上の詐欺の規定が、告知義務と重疊的に適用されない(2.4の①説の立場)のであれば、約款において詐欺無効条項を規定しておく必要性はあるのかもしれない³¹⁾。しかし、現在の通説・判例では、少なくとも民法上の詐欺の規定は重疊的に適用可能であるのだから、この点に関して心配する必要はない。つまり、詐欺無効条項がなくと

も、詐欺により申し込まれた保険契約は、告知義務における除斥期間が経過したとしても、民法96条1項により取り消すことができるのである。したがって、保険者の事務処理上の負担が増加するとは言えない。

また、2. 3の②説の立場では、不純分子の排除に民法上の詐欺の規定だと、法定追認が障害となって、十分な目的が果たせないという。法定追認とは、取り消すことができる行為について、追認をなすことができるようになった時以後に、社会通念上「追認あり」と認められる一定の事実があった場合に、取消権者の意思いかんを問わず、法律上当然に追認とみなすものである³²⁾。2. 3の②説の論者は、保険契約の場合、保険者が取り消しできる状態であるにもかかわらず、それを知らないで保険金を詐欺の行為者である保険契約者側に支払ってしまった場合には法定追認が成立してしまい、これでは不純分子の排除という目的が達成できないという³³⁾。しかし、法定追認は民法124条の規定により「追認をすることができる時以後」という要件を満たす必要があり、詐欺を受けた者についてはその状況が消滅した後という意味である³⁴⁾。つまり、保険者が騙されている状態(詐欺だと認識していない場合)であれば、取消しの原因である状況が消滅したとは言えず、「追認することができる時以後」には該当せず、騙されていたことに気付いてから(詐欺だと認識してから)、初めて法定追認が生じる可能性があると考えたべきではないだろうか。このように考えると詐欺だと知らないで保険者が保険金を支払ってしまったとしても、それは法定追認とならないであろう。そうであるならば、法定追認の規定があったとしても不純分子の排除の障害にはならないものと思われる。

また、民法96条3項の規定についても検討する必要がある。この点について、そもそも詐欺による保険契約の取消しの場面では、民法96条3項が要求しているような善意の第三者の保護は現実的に問題とな

らないという見解がある³⁵⁾。たしかに、保険金受取人については、詐欺について善意・無過失であったとしても、民法96条3項にいう善意の第三者には該当しない。また、保険契約者の債権者による保険債権の質入れの場合においても、実務では債権者に対して、保険者による詐欺取消の効果に対抗されるような措置がなされているようである³⁶⁾。したがって、民法96条3項の規定が詐欺無効条項により排除されていなくても、問題はないものと思われる。

さらに、民法上の詐欺の規定では取消権が民法126条により時効消滅してしまう可能性があるが、この点をどう考えるかについて検討する。これについては、そもそも詐欺無効条項を定めている場合でも、民法126条の規定を排除できないと考える立場が少なくないと思われる³⁷⁾。時効は公益にかかわる制度であり、当事者間でこれを変更することについては制約もあるため、少なくとも民法126条を排除するような当事者間の意思に基づく規定は認められないものと思われる³⁸⁾。また、この立場に立つ論者の中には、取消権が消滅時効にかかってしまったとしても抗弁権の永久性の理論により問題はないとする見解もある³⁹⁾。したがって、詐欺無効条項を約款上に規定しても、民法126条の適用を排除できないのだから、これを理由に詐欺無効条項の必要性を正当化することはできない。

ちなみに、仮に抗弁権の永久性の理論が認められるとしても、保険者は実際に保険金請求を拒否できるのであろうか。民法126条で定められている取消権の期間制限は、追認ができる時から5年、行為の時から20年である。つまり、後者について問題になる場合とは、詐欺行為から20年以上が経過した後に詐欺行為が発覚した場合である。このような場合に、保険者が抗弁権の永久性の理論をもとに、保険金の支払を拒めるとなると、確かに加入時には詐欺を働いたかもしれないが、

その後20年以上真面目に保険料を払い続けてきた保険契約者側にとって、あまりにも酷ではないか⁴⁰⁾。そもそも、詐欺をしてから20年以上も経過した後に発生した保険事故と、当該詐欺行為とにどれほど因果関係があるのだろうか。また、期間が経過すればするほど詐欺の立証が困難になるのが通常であるのに、20年以上も経過した後に詐欺の立証ができたという状況では、それ以前に当該詐欺に気付くことが十分に出来たと言えるのではないだろうか。確かに詐欺行為を働いた保険契約者側を積極的に保護することには躊躇も覚えるが、保険者側にも同じくらい落ち度があったと言えるのではないか⁴¹⁾。特に保険金を受け取る者が何も知らない家族であったり、債権者であったりする場合には、落ち度のあった保険者をこのような者たちよりも保護する理由はないように思える⁴²⁾。20年という期間は長く、取消権がこの20年に制限されたとしても、保険者が特段不利益を被るものとは思われないのである。また、前者の追認のできる(つまり取消権を行使できる)時より5年について、取消権を行使できる状況になってから5年間も取消権を行使しない保険者はいないであろうし、仮にいたとしてもそのような保険者を保護する必要はないものと思われる。

以上より、約款に詐欺無効条項がなくても、民法上の詐欺の規定によって、詐欺無効条が果たしていた役割は十分に果たせるのであり、そうであるならば、詐欺無効条項の必要性は乏しいものといえる。

むしろ、このような約款規定は、保険契約者(消費者)の権利を不当に狭める規定であるとみなされる可能性があり、そうであるならば、約款から排除すべきである。そこで、以下では詐欺無効条項が消費者契約法10条にいう不当条項に該当する可能性があるかについて検討する。

- 注8) 山下友信『保険法』224頁(有斐閣、2005年)、中西・前掲注2)160頁、潘・前掲注3)72頁など。これに対して、詐欺無効条項はその違反の効果が無効という民法上の詐欺よりも強い効果を定めているから、違法性の要件については民法上の詐欺よりも強い違法性を要するべきであるとの見解もある。鈴木正高「詐欺無効と公序良俗違反による無効」文研保険事例研究会レポート98号14頁(松岡浩弁護士コメント)(1994年)。
- 9) 我妻栄『新訂民法総則』308-310頁(岩波書店、1965年)。
- 10) 我妻・前掲注9)308頁、河上正二『民法総則講義』371頁(日本評論社、2007年)。これに対して、錯誤によって意思表示をさせることの故意は必要でなく、因果関係の問題とすべきとの見解もある。四宮和夫＝能美善久『民法総則〔第7版〕』203頁(弘文堂、2005年)。
- 11) 日本生命保険生命保険研究会編著『生命保険の法務と実務』189頁(きんざい、2004年)。新井修司「被保険者の現症の不告知と詐欺無効」保険事例研究会レポート186号17-18頁(2004年)。
- 12) 河上・前掲注10)370頁。
- 13) 河上・前掲注10)417頁。ただし、河上教授は、何の制約も受けない絶対的無効はある種の理念型でしかないと述べる。
- 14) 河上・前掲注10)426-429頁、四宮＝能美・前掲注10)260-264頁参照。
- 15) 札幌地裁昭和58年9月30日判決文研生命保険判例集3巻397頁、高松地裁昭和59年2月24日判決文研生命保険判例集4巻30頁、高松高裁昭和59年11月15日判決文研生命保険判例集4巻98頁等。
- 16) 山下・前掲注8)224頁、中西・前掲注2)160頁等。
- 17) 中西・前掲注2)160頁。
- 18) 潘・前掲注3)61頁。
- 19) 洲崎博史「人保険における累積原則とその制限に関する一考察」法学論叢140巻5=6号247頁注⑩(1997年)。
- 20) 詐欺無効を定めても、詐欺無効を主張する権利は民法126条が定める期間が経過することで消滅すべきであるとする見解もある。高松亨「入院中であることを秘匿して加入した契約について詐欺無効が認められた事例」文研保険事例研究会レポート108号6頁(1995年)。
- 21) 潘教授は、仮に保険者の取消権が民法126条により時効消滅したとしても、抗弁権の永久性の理論により、保険金を請求されたとしても、保険者は詐欺を理由に保険金の支払いを拒むことが認められ、また、既に保険金を支払ってしまっていたとしても不法行為に基づく損害賠償請求をすることができるから、民法126条が適用されてもその結果は本来の無効の場合と変わらないとする。潘・前掲注3)66頁。抗弁権の永久性の理論については、山崎敏彦「抗弁権の永久性」星野英一『民法講座第1巻民法総則』593頁(有斐閣、1984年)参照。
- 22) 長谷川宅司「保険金受取人の道徳危険の排除」入江正信『保険法の現代的

- 課題 - 三宅一夫先生追悼論文集』205頁(法律文化社、1993年)。
- 23) 潘・前掲3)注70頁注22)
 - 24) この問題に関する詳細な判例・学説の検討を行っているものとして中西・前掲注2)165頁参照。ちなみに中西教授は学説の見解をさらに細分化して5つに分類している。
 - 25) 松本丞治『商法解釈の諸問題』389頁以下(有斐閣、1955年)。ただし、松本博士は立法論として詐欺による取消しを認めることに反対はしていない。
 - 26) 金澤理「告知義務違反と詐欺・錯誤の効果」商法の争点Ⅱ263頁(有斐閣、1993年)。ただし、金澤博士は約款において詐欺無効条項において、詐欺の場合に契約を無効とすることには反対でないようである。ゆえに、③説に分類されることもある。龍田節「告知義務違反と詐欺及び錯誤」生命保険判例百選(増補版)別冊ジュリスト97号123頁(1988年)。
 - 27) 大森忠夫『保険法(補訂版)』135頁(有斐閣、1985年)、田辺康平『新版現代保険法』57頁(文眞堂、1995年)。
 - 28) 大審院大6年12月14日聯合部判決民録23輯2112頁。
 - 29) 山下・前掲注8)320頁、中西・前掲注2)172頁以下、石田満『商法Ⅳ(保険法)[改訂版]』82頁(青林書院、1997年)、西嶋梅治『保険法(第3版)』61頁(悠々社、1998年)、江頭憲治郎『商取引法〔第5版〕』435頁(弘文堂、2009年)。
 - 30) 山下・前掲注8)319頁。山下教授は、最高裁平成5年7月20日判決損保企画画536号8頁をとりあげて、判例も近時は③説の立場に移行していると考えているようである。
 - 31) 金澤・前掲注26)263頁。
 - 32) 河上・前掲注10)427頁。
 - 33) 潘・前掲注3)65頁。
 - 34) 川井健『民法概論1〔第4版〕』293頁(有斐閣、2008年)、近江幸治『民法講義1〔第6版〕』326頁(成文堂、2008年)。
 - 35) 潘・前掲注3)64頁。
 - 36) 潘・前掲注3)64頁。ちなみに保険金を受け取った者が、自身の債権者に保険金を弁済してしまった場合には、即時取得の問題になると思われやはり民法96条3項に関する場面ではないであろう。
 - 37) 洲崎・前掲注19)247頁、潘・前掲注3)66頁、高松・前掲注20)6頁。
 - 38) 潘・前掲注3)65頁。
 - 39) 潘・前掲注3)66頁。
 - 40) また、保険金が支払われない場合(または、不法行為に基づく損害賠償請求が認められる場合)に、支払い続けてきた保険料についてはどのような取り扱いになるのか。保険法には、第32条、第64条および第93条(以下32条等)に保険料の返還の制限規定が設けられている。商法においても保険料の返還に関する規定(商法643条および683条1項)は存在し、保険契約の無効について保険契約者および被保険者に悪意・重過失がある場合には、保険者は保険契約

者等に保険料を返還しなくてもよいとされていた。したがって、詐欺無効条項により契約が無効となった場合には保険者は保険料の返還をしなくてよかった。この規定は取消しの場合にも適用されると解されていた(萩本修『一問一答保険法』105頁(商事法務、2009年))。

このような規定は不当な保険契約者等に対する制裁的な措置として意味のある規定であったが、商法の規定では適用範囲が妥当でないため、保険法においては返還しないことが相当と思われる場合にその適用を限定した。具体的には、①保険契約者等の詐欺または強迫を理由として保険者が保険契約に係る意思表示を取り消した場合と、②遡及保険の規定により保険契約が無効とされる場合である(萩本・前掲著105-106頁)。これについて、注意すべきことは条文中で明確に取り消した場合と規定しているため、この取消しが主張できない場合には、この規定は適用されないことになる。32条等は片面的強行規定であるので、この規定の適用範囲を広げることは保険契約者側に不利な変更となるので認められない。立法担当官の解説によると、民法上の意思表示の取消しが認められない場合(取消権が消滅している場合)にまで、このような約款の規定を理由に保険料の返還をしないことは、片面的強行規定に反するとして認められないとしている(萩本・前掲著107頁注4)。

- 41) アメリカでは、原則として詐欺の場合でも保険会社は保険金請求を拒むことができない。しかし、古くから替え玉詐欺の場合に保険者は保険金の請求を通常は拒むことができる(替え玉抗弁)。このような状況において保険者の替え玉抗弁を認めなかったAmex Life Assurance Co. 事件では、保険会社の重過失(医的診査を受けた者の写真付きIDを確認しなかった、告知書に記載された身長・体重と明らかに異なる者が医的診査を受けてきたのに替え玉に気付かなかつたなど)が大きな原因であったと考えられる。同事件の詳細な検討については、大塚・前掲注5)大塚③論文103頁、拙稿・前掲注5)198頁参照。
- 42) さらに、保険契約者等の詐欺が保険媒介者の不実告知・不告知教唆により引き起こされた場合はどうか。保険契約者等は元来詐欺を働く意思はなかったが、保険媒介者に唆されて当該行為に及んだ場合、保険法における告知義務の規定が詐欺の場合には適用されない以上、保険者は詐欺による保険契約の取消し(または無効)が主張できそうであるが、それが結論として妥当なのかについては疑問である。

3 詐欺無効条項と消費者契約法10条

3. 1 東京高裁平成21年9月30日判決の概要

(1)序

東京高裁平成21年9月30日判決(以下、「本件東京高判」という)は、どの生命保険にも一般的にみられる無催告失効条項を、消費者契約法10条の規定に照らし無効であると判断した事例である。これまでに当該条項において、このような判決を下した裁判例はなく、本判決が保険業界に及ぼす影響は小さくないと思われる⁴³⁾。本件は確定したわけではなく、上告受理申立てがなされており、最高裁で結論が逆転する可能性がある。また、本稿は無催告失効条項に関して検討を行っているわけではないので、無催告失効条項に関する本件東京高判のそれ自体の検討は別稿に委ねるものとする。しかし、どのような判断によって本件東京高判が、無催告失効条項を不当条項とみなしたのかを見ておくことは、詐欺無効条項の妥当性を判断する上で参考になるのではないかと思われる。そこで、以下では、まず本件東京高判について概観し、若干の検討を行った後に、無催告失効条項と詐欺無効条項の相違を考慮に入れながら、詐欺無効条項が消費者契約法10条にいう不当条項に該当する余地があるかについて検討する。

(2)事実の概要

本件控訴人X(原告、保険契約者)は、被控訴人Y(被告、生命保険会社)との間で平成16年8月1日に医療保険契約を、平成17年3月1日に生命保険契約をそれぞれ締結した。各保険契約の保険料振込方法はいずれも月払い・口座振替方式であった。また、各保険契約には保険料の払込猶予期間内にその払込みがない場合には、保険契約はその払込

猶予期間の満了日の翌日から効力を失う旨の無催告失効条項が含まれていた。

Xは、保険料振替口座の残高不足により、平成19年1月末日を振込期限とする同月分の保険料の払い込みができず、また猶予期間である同年2月においても、1月及び2月分の支払いをしなかった。その後の平成19年3月8日に、XはYに対し、同年1月分から3月分の保険料を添えて本件各契約の復活の申し込みをしたが、Yは、Xの健康状態を理由に復活の申し込みを拒絶した。そこでXは本件の無催告失効条項が消費者契約法10条に照らして無効である等の主張をし、Xの復活の申込みを不承諾としたYは信義則に反し、権利濫用であると主張した。

第1審である横浜地裁平成20年12月4日判決金融・商事判例1327号19頁は、当該無催告失効条項は消費者契約法10条に該当し無効であるとは言えないとし、その他のXの主張も全て否定し、Xの契約の復活を認めなかった。そこでXは控訴した。

(3) 判旨—原判決取消し・請求認容

控訴審は、まず本件無催告失効条項が、保険契約者が保険料支払債務を履行しなかった場合に、保険者がその履行の催告をすることを要しない点、および保険者が保険契約者に対して契約解除の意思表示をすることを要しない点において、民法540条1項および541条に比し、保険契約者の権利を制限しているものであると述べた。

そして、本件無催告条項が民法1条2項に規定する基本原則に反して、消費者の利益を一方的に害するものであるかどうかについて、以下のように判断し、本件無催告失効条項は消費者契約法10条の規定により無効になるべきであると判示した。

「医療保険契約や生命保険契約においては、消費者である保険契約者側にとって、それが意に反して終了することになった場合の不利益の度合いは極めて大きいものである」。そうであるのに、「保険料の支払を口座振替の方法にした場合は、保険契約者のささいな不注意や口座振替の事務上の問題から保険契約が失効することがあり得」、このような事態を防止するために「民法の原則どおりに、保険契約が終了する前に保険契約者に保険料の支払を催告するという手順を踏む必要がある」。

「保険料振替口座の残高不足により平成19年1月分の本件各保険契約の保険料の振替ができなかった後、被控訴人は、同年2月14日、控訴人に対し、同月分の保険料の振替時に同年1月分の保険料の振替も併せて行うこと、同年2月14日、控訴人に対し、同月分の保険料の支払がない場合には本件各保険契約が失効することなどを記載した通知書を送付した」が、「本件で問題になっているのは、本件無催告失効条項自体が消費者契約法10条の規定により無効となるかどうかであって、被控訴人が約款外の実務においてそのような措置をとっていること…は、本件保険約款自体の有効性を判断する際に考慮すべきであるということとはできない」。

「解約返戻金の範囲内で保険料自動貸付けの制度が設けられているが、それにより保険契約の失効を防ぐためには十分な解約返戻金がなければ意味のないものであるから…保険契約者側のこうむる不利益を少なくする手段としては十分とはいえない」。また、保険契約の復活についても、復活が認められないことは十分に考えられるから、復活制度があるかといって「保険契約者が被る不利益が小さいということは必ずしもできない」。

被控訴人が民法の原則に従い、催告や解除の意思表示を要すること

になると、大量処理のため手間とコストがかかることに対しては、前述した書面による督促などを例に挙げ、「民法の原則に従って催告等することによる手間やコストはさしたる問題ではない」。そして、約款において保険契約者の住所届出義務の規定や、当該住所宛てに催告すればそれが通常到達すべきであったときに到達したものとみなす旨の規定を置けば、費用の増大は容易に回避でき、このような規定においても消費者契約法10条に照らして有効性に疑問が生じるということにはならない。

3. 2 消費者契約法10条の意義と要件

(1) 意義

まずは消費者契約法10条について簡単に確認する。消費者契約法10条は不当条項に関する一般的な規定である。消費者契約は多種多様であり、新しい条項も次から次へと出てくるため、消費者契約法で不当条項のリストをもれなく列挙するということは不可能である。そこで予見可能性が低いものとなるかもしれないが、信義則や公序良俗のような民法の一般規定よりは予見可能性の高い一般規定の立法化には意味があるものとして、このような不当条項に関する一般規定が設けられた⁴⁴⁾。

(2) 要件

消費者契約法10条に該当するための第1の要件は、問題となっている条項が「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」であるかどうかである。ここでいう「公の秩序に関しない規定」とは任意規定を指すものであり、民法91条と同様

の考え方である⁴⁵⁾。問題となっている消費者契約における条項の内容と、当該事実関係に適用される任意規定における消費者の権利・義務の内容とを比較して、前者の方が消費者の権利を制限したり、義務を加重したりしている場合に本条が適用される⁴⁶⁾。判断の基準時は契約締結時であるとされる⁴⁷⁾。

第2の要件として、第1の要件に該当する条項が「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」でなければならない。これは任意規定の適用の場合と比較して、当該契約条項による消費者の権利の制限または義務の加重が、信義則違反であると評価されるほど消費者の利益を一端的に害するものでなければならないことを指している⁴⁸⁾。

当該契約条項が信義則違反と評価されるかに当たっては、契約対象となる物品・権利・役務の性質、当該契約の他の条項、当該契約が依存する他の契約の全条項を含む契約時点での全ての事情が考慮される⁴⁹⁾。

そして、「消費者の利益を一端的に害する」とは、事業者が消費者の正当な利益に配慮せず、自己の利益を専ら優先させて消費者の利益を害する結果をもたらすことを意味する⁵⁰⁾。条項が無効になることにより被る事業者の不利益が、条項が有効になることにより被る消費者の不利益と同等以上でなければ、その条項は「消費者の利益を一端的に害する」と判断される⁵¹⁾。

3. 3 本件東京高判における若干の検討

本件東京高判は、保険契約者が遅滞の責任を負うこととなる「期限の到来した時」(民法412条1項)を、本件猶予期間の末日が経過した時であるとした。これにより、無催告失効条項によって、猶予期間の満

了の翌日から無催告に契約が失効されてしまうため(民法540条1項および民法541条の適用がなくなったため)、消費者契約法10条における上記第1の要件に該当するとした。しかし、猶予期間はあくまでも猶予期間であり、本来の保険料の支払債務の「期日が到来した時」とは払込期日の末日であると考えならば⁵²⁾、本件のYはXに対して猶予期間内に通知による保険料払込みの督促通知を行っているから⁵³⁾、民法上の任意規定よりも消費者の権利を制限し、又は義務を加重したわけではないようにも思われる。ただし、不当条項かどうかは契約締結時までの一切の事情を考慮して決定されるものであると解されているから⁵⁴⁾、このような実務上の督促通知は契約締結後になされたものであり、不当条項かどうかの判断基準に含まれるべきではないのかもしれない⁵⁵⁾。

しかし、口座振替による支払方式は些細な不注意で保険料の不払いが生じ保険契約の失効を招くから、催告をなす必要があるとの判旨についても、また個別事情を排除している本件東京高判の態度に関しても、疑問がないとはいえないものであろう。

3. 4 詐欺無効条項が不当条項となる可能性についての検討

以上の点を踏まえて、無催告失効条項と詐欺無効条項を比較しながら、詐欺無効条項が消費者契約法10条の不当条項に該当するかどうかについて考察を試みる。

無催告失効条項と詐欺無効条項は似ても似つかないものであり、本件東京高判の判断のほとんどが詐欺無効条項については参考にならないかもしれない。たとえば、詐欺によって保険者に契約を締結させたのだから、そのような者を保護しなくても、詐欺を行った保険契約者側の不利益の度合いが高いとは言えないし、些細な不注意で詐欺を行

ってしまうということもあり得ないであろう。

しかし、前述したように、詐欺無効条項はその効果が無効であるということもあって、取消しに関する民法126条の適用をうけないという効果が生じる可能性がある。そうであるならば、保険契約者側の権利を過度に制限し、それにより保険契約者側が被る不利益は極めて大きいといえるのではないか。また、時効に関する規定を間接的にせよ排除するかのように修正された条項は、信義則に反するものだと思われる。学説上は、民法126条の規定は詐欺無効条項によっても排除できないとする立場が多数だと思われるが、そのような条項があることで、保険契約者側に民法126条の適用が排除されているとの誤解を招かないとも言えない。さらに、詐欺無効条項がないことにより被る保険者の不利益は、民法の詐欺の規定が適用される限り小さいものであって、当該条項があることにより保険契約者の被る不利益より大きいとは言えない。したがって、詐欺無効条項が必ずしも不当条項に該当しないとは言いきれないのではないかと思われる。

注43) 足立格「東京高裁、生命保険約款中の不払失効条項は消費者契約法10条により無効と判示 - 東京高判平成21・9・30」NBL916号4頁(2009年)。

44) 落合誠一『消費者契約法』144-146頁(有斐閣、2001年)。

45) 落合・前掲注44)148頁。

46) 山本豊「消費者契約法(3)・完-不当条項規制をめぐる諸問題」法学教室243号62頁(2000年)。

47) 落合・前掲注44)149頁。

48) 落合・前掲注44)150頁。ちなみに本条が民法レベルの信義則違反とされる条項が無効となることを確認したに過ぎない(確認説)のか、民法レベルよりも厳格な不当条項規制を可能にしている(創設説)のかについて議論の対立がある(小粥太郎「不当条項規制と公序良俗理論」民商法雑誌123巻4=5号587頁(2001年)、潮見佳男編『消費者新契約法-金融商品販売法と金融取引』89-90頁〔松岡久和〕(経済法令研究会、2001年))。学説では後者が多数説である。

49) 落合・前掲注44)151頁。

50) 落合・前掲注44)152頁。

- 51) 潮見・前掲注48)91頁。
- 52) 本判決は猶予期間の末日が経過した時を期限の到来の末日が経過した時であると解しているため、猶予期間が設けられていることを無催告失効条項の有効性を肯定する事情として考慮する余地が失われているとの指摘がある(浅井弘章「保険約款と消費者契約法 - 東京高裁平成21年9月30日判決の検討 -」金融・商事判例1327号1頁(2009年))。
- 53) 書面による保険料払込みの督促が実際になされていることを前提に無催告失効条項自体の有効性を否定しない立場が多数であると言われる。足立・前掲注43)5頁。これに対し、このような実務上の督促通知の現実性や実効性は不明であるとの指摘もある(消費者契約における不当条項研究会『消費者契約における不当条項の実態分析(別冊NBL92号)』71頁〔神作裕之〕(商事法務、2004年))。
- 54) 落合・前掲注44)149頁。
- 55) 足立・前掲注43)5頁、浅井・前掲注52)1頁。

4 おわりに

以上で、本稿では詐欺無効条項について、民法上の詐欺の規定と比較することでその特徴を確認し、当該条項の必要性について検討を行った。また、消費者契約法10条に照らして、詐欺無効条項が不当条項に該当する可能性についても、若干の検討を行った。

論者はかつて別稿⁵⁶⁾で、詐欺無効条項が約款上にあること自体には積極的に否定しなかった。それは先の保険金の不払い事件において、詐欺無効条項がその原因の一つとなったが、それは詐欺無効条項が約款上に存在することが問題だからではなく、詐欺無効条項の適用範囲(つまり、詐欺なのか、告知義務違反なのかの区別)が不明確であることが問題なのだから、約款上に存在していても(保険契約者の詐欺の認定に関して)特に不都合はないという意味であった。しかし、詐欺無効条項がなくても、その目的は民法上の規定で十分に果たされ、むしろ

詐欺無効条項が存在することによる弊害(それは詐欺無効が認められやすくなるという弊害ではなく、その効果が保険契約者側に対して必要以上に厳しくなるということ)が生じる可能性があることを考えると、詐欺無効条項は約款上に存在しない方がよいのではないかと考える。約款上にどうしても保険契約者の詐欺を防止するための規定を定めておきたいのならば、民法上の詐欺の規定が当然に適用される旨を明確にした確認的規定にとどめるべきであろう。生命保険各社は、保険法の施行に伴い、自主的に従来の「無効」から「取消し」に文言を改めるようであり、そうであるのならば、妥当な対応であるといえる。

注56) 拙稿・前掲注5)179頁。

(本稿は、財団法人生命保険文化センターから受けた平成20年度研究助成による研究成果である。同センターに対して記して御礼を申し上げます。)